

大学機関別認証評価実施大綱（案）に対する意見対応表（案）

- は、大学機関別認証評価実施大綱（案）に対する各団体等からの主な意見
- は、短期大学認証評価実施大綱（案）に対する各団体等からの主な意見

	大学機関別認証評価実施大綱（案）	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）
		認証評価全般に対する意見 ● 1 大学の自主的改革の尊重 大綱案は、機関別認証評価の基本的な目的を大学の維持・向上に置き、個々の大学の自主性を尊重し、評価の課程においても大学の自己評価をその基本とすることを述べており、我々としてはその姿勢を高く評価するものである。しかし基準案をみると、特に基準5「教育内容及び方法」などについては、基準がかなり細かい項目にわたって設定されており、またそれらの項目もきわめて抽象度の高いものから、非常に具体的なものにわたっている。このような項目のすべてにわたって機械的に評価を行うことになれば、おのずから評価の視点が画一化され、大学の個性や、革新の試みを阻害することになりかねない。質的な水準維持に必要な視点を確保した上で、基準はなるべく大綱化し、個々の大学の自主的な教育研究水準の向上を促進することに配慮すべきである。 （国立大学協会） ● 2 評価基準・過程の柔軟性、適切性、透明性 大学からの自己評価の取り扱い、また基準に基づいた認証の過程において、個別大学の個性や特性に応じた柔軟性を備えることが必要である。特に教育の評価については、大学による独自の理念があり得るのであるから、一定の見解を押し付けることのないように留意されたい。また評価基準の上で抽象的に表現しえても、実際の評価についてはその方法に問題があるものも存在し、たとえば基準案10の「財務」については必ずしも国立大学法人の財務機構に馴染まない方法と考えられる点もある。いずれにしても適切な評価の視点、方法についてはさらに検討が必要と考えられる。また認証の可否の判断についてはその公正性を保証するために、それにいたる過程を可能な限り透明とすること、また大学からの意見の申し立てを十分に配慮することを保証することが肝要である。（国立大学協会）	意見の趣旨を踏まえ、基準5における基本的な観点を幾つか統合し、簡潔に整理した。また、個々の大学の自主的な教育研究水準の向上への配慮についての評価方法等は、今後検討する。 意見の趣旨を踏まえ、基準10における基本的な観点を整理した。また、適切な評価の視点、方法及び意見の申し立てへの配慮については、意見の趣旨を考慮し、実際の評価作業時等において対応する。

		● 3 評価の効率化 これまでの国立大学への評価の施行を通じて明らかになったのは、大学の評価がきわめて膨大な有形・無形のコスト（労力を含む）を要するという点である。特に小規模大学にとってその負担は著しい。このことは却って教育研究の水準の低下を招きかねないことは、評価に関わった者の等しく指摘するところである。したがって、評価の目的に照らしてまず必要限の評価を行い、必要に応じて訪問調査やより詳細な手法を用いるなどの柔軟な姿勢が望まれる。また大学での負担を考慮して、評価の実施スケジュールにも十分な配慮が必要である。こうした観点から評価方法について、不断の見直しをするメカニズムが、評価の設計の中に含まれることが望まれる。 国立大学にとっても、厳正で客観的な評価が大学に行われることによって、日本の高等教育が国際的にも通用する質的な水準を保證され、また個々の大学がより高い教育研究水準をめざして自己改善を行う基盤を与えられることはきわめて重要である。こうした観点から大学評価・学位授与機構の今後の努力に期待するところは大きい。そのためにも、機関別認証評価が、透明で不断に進化するシステムであることがきわめて重要であると考えられる。（国立大学協会）	評価作業の負担及び実施スケジュールについては、試行的評価の経験を踏まえ、負担が軽減されるよう評価方法等について検討する。また、訪問調査については、認証評価機関として実施することが法令で義務付けられていますが、負担が軽減されるよう実施方法等について検討する。評価方法について、不断の見直しをするメカニズムや、透明で不断に進化するシステムについては、大綱（案）の基本的な方針にも記述しておりますが、その方針に基づいて評価を実施します。
は じ め に	本大綱は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が実施する、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）について、その基本的な内容等を示したものです。 国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、政令で定める期間7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています。（学校教育法第69条の3及び学校教育法施行令第40条） 各大学は、複数の認証評価機関の中から、評価を受ける機関を選択することとなりますが、奉当機構においても、国・公・私立大学に対して、学校教育法に定められた評価を受ける機会を十分に保障し、その教育		字句の修正を行った。

	研究水準の向上に資することを目的として、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項の業務規定に基づき、大学機関別認証評価を実施するものです。 本大綱には、大学機関別認証評価における基本的方針及び評価の実施に関する基本的な内容について記載しています。評価は、本大綱、及び本大綱に基づいて定められた「大学評価基準」の規定に基づいて実施されます。この他に、評価の詳細な手順等を示すものとして、各大学が行う自己評価に当たっての実施要項（「自己評価実施要項」）や機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書（「評価実施手引書」）等を作成することとしています。 機構の行う評価は「<u>大学等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する</u>」<u>ために</u>とを目的として行うものです。 本評価の実施に<u>当たって</u>も、このことに配慮し、評価の経験を活かすとともに、評価を行った大学の意見を踏まえた上で、常に、より<u>良</u>まい大学評価のシステムを求め、開放的で進化する大学評価となるよう努めてまいります。	● 評価の目的は、「大学の<u>教育研究水準の維持及び向上</u>を図るとともに、その<u>個性的で多様な発展に資する</u>」（下線は公立大学協会による、以下同じ）ことの2つにあると、「大綱」本文の冒頭（1ページ）に明記している。「大綱」の「はじめに」においては「教育研究水準の向上に資することを目的とし…」とあり、「維持」が欠落しているとともに「個性的で多様な発展」が挙げられていない。本文が優先すると考えるが、その通りで宜しいか。（公大協） ● 評価目的及び評価基準の設定いかんによって、大学の<u>教育研究水準の維持及び向上</u>と <u>個性的で多様な発展</u>との両立が可能にもなり、その反対に両立不能にもなる。学校教育法改正に伴う最初の試みである以上、評価基準・方法の改善に持続的な努力を払うことによって、評価主体（評価者）と大学（被評価者）との間に良好な信頼関係を築くよう特段の配慮を払うべきであり、そのことをより明示的に表現していただきたい。たしかに「はじめに」においては「評価を行った大学の意見を踏まえた上で、常に、よりよい大学評価のシステムを求め」と記されているが、しかし現実にはなお数年間にわたる「試行的」な時期が想定される。そのことへの自覚や緊張感が感得できる言及・表現が必要である。（公大協）	意見の趣旨を踏まえて、字句の修正を行った。 実際の運用面で対応することとしている。
評価	独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、国・公・私立大学からの求めに応じて行う大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（以下「機関別認証評価」という。）は、我が国の大学の教育	● 認証評価と適格認定の違いについて機構が行う機関別認証評価と、法科大学院だけに使われている適格認定の	字句の修正を行った。 「大学評価基準」の巻末に用語解説を加えた。

の 目 的	研究水準の維持及び向上を図るとともに，その個性的で多様な発展に資するよう，以下のことを目的として実施します。 <u>大学機関別認証評価</u>に関して，機構が定める大学評価基準（以下「<u>大学評価基準</u>」という。）に基づいて，大学を定期的に評価することにより，大学の教育研究活動等の質を保証すること。 評価結果を各大学にフィードバックすることにより，各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし，それを社会に示すことにより，公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて，広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。	差が明確ではありません。報告書の中に用語集を加えて、用語の定義を明確にされることを希望します。 （ J A B E E ）	
評 価 の 基 本 的 な 方 針	上記の評価の目的を踏まえ，以下のような基本的な方針に基づいて評価を実施します。 （ 1 ）大学評価基準に基づく評価 この評価に<u>おいて</u>は，機構の設定する大学評価基準に基づき，各大学の教育研究活動等の総合的な状況について，基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を<u>実施し行います</u>。 （ 2 ）教育活動の状況を中心とした評価 この評価に<u>おいて</u>は，全ての国・公・私立大学が利用し得るものであることや，評価の国際的動向等を勘案し，教育活動の状況を中心として大学の総合的な状況の<u>を評価を実施</u>します。 なお，大学の希望に応じて，正規課程の<u>学生以外に</u><u>対する</u>の教育サービスの状況や研究目的の達成状況についても，評価を実施します。 （ 3 ）各大学の個性の伸長に資する評価 この評価は，大学評価基準に基づいて<u>実施し行</u>わますが，その判断に当たっては，大学の個性や特色が十分に発揮できるよう，教育研究活動等に関して各大学が有する「目的」を踏まえて<u>実施し行</u>わます。このため，基準の設定においても，	● 「評価の国際的動向等」とは何か。具体的な内容を明らかにすべきである。（公短協） ● 国際的質保証は，JABEE等で行わないと私立大学の特色は出せないため，認証評価から切り離すべきである。（シンポジウム）	原文のまま。 諸外国の評価機関における評価基準等の内容を参考にすることを意味した記述である。 原文のまま。 認証評価により直接的に国際的な質保証を行うということではなく，国際的な質保証の観点を踏まえて認証評価を行うということである。

	各大学の目的を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。ここでいう「目的」とは、大学の使命，教育研究活動等を実施する上での基本方針，達成しようとしている基本的な成果等をいいます。 (4) 自己評価に基づく評価 評価は，教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため，透明性と公平性を確保しつつ，実効あるものとして実現していくためには，機構の示す<u>大学評価基準及び別に定める自己評価実施要項評価の枠組み</u>に基づき，大学が自ら評価を行うことが重要です。 評価は，大学が行う自己評価の結果(大学の自己評価で根拠として提出された資料・データを含むみず。)を分析し，その結果を踏まえて<u>実施</u>を行います。 なお，機構では，機構の評価を希望する大学の自己評価担当者に対し，機構の行う機関別認証評価の仕組み，方法や自己評価書の<u>作成方法記載</u>などについて説明を行うなど，評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。 (5) ピア・レビューを中心とした評価 大学の教育研究活動等を適切に評価するため，大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動に関し識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を<u>実施</u>を行います。 (6) 透明性の高い開かれた評価 意見の申立て制度を整備するとともに，評価結果を広く社会に公表することにより，透明性の高い開かれた評価とします。また，開放的で進化する評価を目指し，評価の経験や評価を行った大学の意見を踏まえつつ，常に評価システムの改善を図ります。	●「機構の示す評価の<u>枠組み</u>に基づき・・・」の「枠組み」が、これ以降の文章には出てこないため、何を指すのか不明である。 (公大協) ●「大学の教育研究活動に関し見識を有する者」とは、何を基準に、誰が選ぶのかを明らかにすべきである。 (公短協)	意見の趣旨を踏まえて，字句の修正を行った。 評価担当者の選考方法は， (1)「評価の実施体制」に記述済み。
評	(1) 評価の実施体制 評価を実施するに当たっては，国・公・私立大学の関係者及び社会，経済，文化等各方面の有識者	●「評価の実施体制等」に記されている「評価委員会」委員と	用語の整理及び字句の修正を行った。 評価担当者に対する研修を実施する際に，考慮

評価の実施体制等	からなる大学機関別認証評価委員会(仮称)(以下「評価委員会」という。)を設置し、その下に、具体的な評価を実施する行うため、評価実施校の状況に応じた評価部会チームを編成します。 評価部会チームには、各大学の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、評価実施校の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者等を配置します。 ただし、評価実施校に関係する評価担当者は、当該評価部会チームには配置しません。 評価委員会の委員を含めた評価担当者は、国・公・私立大学等の関係団体、学協会及び経済団体等の関係団体からをはじめ広く推薦を求め、その中から、機構の運営委員会等の議を経て、決定します。	「各分野の専門家等」の意識及び能力が問われる。「各分野の専門家」が、いかに真摯であり、それぞれの分野に関して深く広い能力を有しているとしても、現在のわが国には、まだ大学機関別評価(主に教育の分野)の専門家が存在しているとは言えない状況にある以上、それは個別研究分野の専門家とならざるをえない。特定分野の狭い専門家による各基準(計11基準)の評価を、単純に点数化して合算しても、自動的に全体の評価が出るものではない。もっとも大学評価・学位授与機構(以下、機構と略称する)の試行期間においても全学テーマ別評価が教養教育、社会貢献及び国際連携について行われており、特定の分野を超えた評価の経験もないわけではない。しかし、機構の教育評価の基本である分野別評価は、学部・研究科別に実施されたことを想起してほしい。(公大協) ●人選が難しいことが予想されるが、学長・学部長など大学運営に一定の経験を持つ評価委員と各分野の専門家を意識的に加えるよう努力すべきである。大学運営の経験者は組織をまとめる難しさを熟知しているため、要素還元的な機関評価の限界もまた知っているはずである。(公大協) ●評価委員及び各分野の専門家にかかる問題点は、単に人選、すなわち質に関わるだけでなく、量にも関わる。平成15年度末までの段階で、機構の分野別教育あるいは研究評価、全学テーマ別評価を担当した委員は、その大半が機構所属の教員ではなく、国公私立大学の専任教員であり、しかも管理職に就いて多忙な方々を多く含む。評価委員及び専門家集団がこのような構成だとすれば、特定の分野を超えた機関評価についての調査・研究・研修を行うことは容易ではない。評価委員及び各専門分野の量的問題点は、「大綱」の範囲を越えるが、「大綱」の実践を保障する不可欠の条件であることを指摘しておきたい。評価委員の人材確保を考慮に入れた評価システムの制度設計が必要である。(公大協) ●「評価チームの編成」は、何を基準に、誰が選ぶのか。客観的で公正な評価をおこなうことを目指すなら、評価チームの人員がだれによって構成されるかはきわめて慎重に検討されるべき問題である。評価委員の公選制などをとりいれるべきである。(公短協)	する。 評価担当者を選考する際に考慮にする 評価の申込みを受付けた後、評価委員の選考を行うことで量的にも不足のない人材の確保ができるよう、選考を行う予定である。ただし、継続的な人材確保については、申込大学数の集中の可能性もあり、今後の検討課題である。 評価担当者の選考方法は、(1)「評価の実施体制」の記述済み。
-----------------	--	--	--

	(2) 評価担当者に対する研修 機構が行う評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する行なう必要があります。このため、評価担当者が共通理解の下でもって公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。 機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を実施し行ないます。	● 評価担当者に外国評価機関の経験者を入れることが必要である。(シンポジウム) ● 評価委員及び各分野の専門家の人選に最大限の注意を払い、また任命された評価委員及び各分野の専門家は、自己の果たす役割を自覚して、研修にとどまらず、積極的に議論を深め、大学評価の質の向上につとめるべきであろう。たんなる研修であれば、定められたマニュアルの実施研修に過ぎず、かえって積極的な議論の妨げになりかねない。これは評価のアキレス腱であるから、機構として前向きに大胆に外部の意見を求めることが望ましい。(公大協) ● 「十分な研修」とは何か。評価の基準が現時点では明確にされておらず、「十分な研修」とは何であるかがわからない。(公短協)	評価担当者を選考する際に考慮する。 原文のまま。 具体的な評価方法等については、自己評価実施要項及び手引書の作成時に検討する。 原文のまま。 具体的な研修の内容は、手引書等の作成時に検討する。
評価の実施方法等	(1) 大学評価基準の内容 大学評価基準は、大学の教育活動等を総合的・多面的に評価するために、教育活動に関わる複数の基準で構成されています。大学評価基準は、教育を中心とした基準で構成されており、各基準評価事項ごとに、大学の教育活動等の状況を考慮し、機構がそれぞれ、各大学としてにおいて満たすことが必要と考える内容が規定されています。 大学評価基準には、全ての大学を対象とする複数の基準評価事項のほか他、希望する大学を対象とする大学の希望に応じて評価を実施する選択的評価基準評価事項としてを設けています。具体的には、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」及び「研究目的の達成状況」をについて、選択的評価事項として設けています。 (一なお、選択的評価基準事項のうち、「研究目的の達成状況」についての評価は、機構における評価体制が整備された段階から実施することとします。) 基準の多くはが、内容をいくつかに分けて規定しきれています。また、各基準ごとに、その内容を踏まえに即ち教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。 なお、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設	● 「評価事項」と「基本的な観点」が混乱を招く用法となっている用語の整理をお願いしたい。(公大協)	字句の修正を行った。 意見の趣旨を踏まえて、字句の修正を行った。

定することができます。

(2) 評価プロセスの概要

評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施されます。

大学における自己評価

各大学は、別に定める「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。自己評価は、基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従ってもたがうも、大学全体として、また、必要に応じて学部・研究科等ごとに大学の教育活動等の状況を分析し、記述します。各大学には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。

なお、各基準に関し、基本的な観点に加えて、大学の目的に照らずして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。

また、各大学の優れた点、改善すべき点などを評価し、記述します。

機構における評価

() 基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにします。また、必要に応じて学部・研究科等ごとに分析、整理します。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえに照らず基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、「基本的な観点」の分析の状況及び大学が独自に設定した観点を分析の状況を含めて総合した上でも、各基準ごとに各評価事項における基準全体を単位とも行うものです。

●実施大綱(案)p.3(2)「評価プロセスの概要」の「大学における自己評価」の項において、「また、必要に応じて学部・研究科ごとに…」とあり、「機構における評価」には、これに対応するように、「また、必要に応じて学部・研究科ごとに…」とある。

これは、大学、機構、双方が各々の必要性に応じて学部・研究科ごとに評価を行うのではなく、大学の自己評価において学部・研究科ごとのに評価を行った場合、機構でもそれに対応して、学部・研究科ごとの評価を行う、という意味に解して良いか？

(文部科学省所轄並びに国立大学附置研究所長会議)

●「基準ごとに自己評価をふまえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判定を行う」とあり、そのこと自体に異論はない。しかしながら、そうした判定を行う際の具体的な方法、すなわち、大学全体の評価と学部や研究科等の教育研究組織の評価とを、どのように具体的に結合し、後者を前者に反映するかは明示的に説明されていない。大学や大学院の「教育研究の目的を達成する」ことを基準としても、それだけではあまりにも漠然としている。(公大協)

●「必要に応じて学部・研究科等ごとに分析評価を行います」とあるが、「必要に応じて」の内容に具体性を欠くため、「大学全体」と「学部・研究科等」との関連の不明さを解消することにはならない。現段階において主要な評価の領域とされている教育に限定して述べる。機構が平成12年度以来試行的に取り組んで来た「分野別教育評価」は、学部あるいは研究科別の評価として行われてきたが、平成16年度以降、機構に課せられる「機

原文のまま。

具体的な評価方法等については、自己評価実施要項及び手引書の作成時に検討する。

原文のまま。

具体的な評価方法等については、自己評価実施要項及び手引書の作成時に検討する。

原文のまま。

具体的な評価方法等については、自己評価実施要項及び手引書の作成時に検討する。

() 基準を満たしているが改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。

() 大学全体として、全ての基準（選択的評価基準事項を除く。）を満たしている場合に、機関としての大学が当機構の大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。また、一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。

なお、選択的評価基準事項においては、他の基準とは異なり、満たしているかどうかの評価ではなく、~~評価事項に関し~~各大学が有する目的の達成状況等について、基準に照らして評価を実施します。

(3) 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める自己評価実施要項に基づき、各大学が作成する自己評価書（大学の自己評価で根

拠別認証評価」は、教育について大学という機関を単位として行われる。すなわち、試行において蓄積されてきたところの創造的にして豊かな経験は、主に学部・研究科を対象としており、認証評価体制の下で新たに担う課題は、大学全体を対象としている。

評価の対象において、平成15年度以前と、平成16年度以後では、これだけ大きいギャップがある。このギャップを埋めるのは容易なことではない。これまで実施されてきた学部・研究科などの個別活動の評価と新たに取り組む大学全体の評価とをどのように結びつけるかについては、方法論そのものがこれから開発されねばならない。機構では全学テーマ別評価として「教養教育」を実施した経験があり、全学の教育を評価するノウ・ハウを部分的には持っているので、これをさらに発展させてほしい。

われわれは、現段階でその方法論が明示されていないことは当然であると認識している。それ故、どのような手順を踏み、どのような期間をかけてその方法論を確立していくかについて、機構としての方針が明らかにされなければならないと考える。（公大協）

拠として提出された資料・データを含むみます。)の分析，及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施します。訪問調査は，別に定める訪問調査実施要項に基づき，書面調査では確認できない事項等を中心に調査を実施します。

(4) 意見の申立て

~~評価においては，評価の結果は，~~が大学における教育活動等の改善に役立てられるとともに，広く社会に公表されるものであることから，評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく，そ当該結果の正確性を確保し，確定する必要があります。

このため，評価結果を確定する前に，評価結果を対象大学に通知し，その内容等に対する意見の申立ての機会を設け，申立てがあった場合には，再度審議を行った上で，最終的な評価結果を確定します。

基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議に当たっては，評価委員会の下に申立て審査会（仮称）を設け，審議を行った上で，評価委員会において最終的な決定を行います。

(5) 大学評価基準等の変更手続き

機構は，評価を受けた大学や評価担当者，その他関係者の意見を踏まえ，適宜基準等の改善を図り，開放的で進化する評価システムの構築に努めます。

（なお，選択的評価基準については，「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」と「研究目的の達成状況」の2つを設けていますが，評価の経験や関係者等の意見を踏まえ，これ以外の選択評価基準を設けることなども考えられます。）

大学評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には，事前に関係者に対し，意見照会を行うなど，その過程の公正性及び透明性を確保しつつ，評価委員会において審議し，決定することとします。

	大学機関別認証評価実施大綱（案）		実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）
評 価 の ス ケ ジ ュ ー ル	6～7月			字句の修正を行った。
	機構による説明会等の実施			
	9月末			
	評価の申込及び受付	評	○ 大学からの評価の申込みを受付けます。	
	11～12月	価		
	大学の自己評価担当者等に対する研修の実施	担	○ 大学の自己評価担当者等に対して、自己評価書の記載などについて説明を行うなどの研修を実施します。	
	翌年6月末	当		
	大学における自己評価 自己評価書の提出	者	○ 大学は、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、機構に自己評価書を提出します。	
	7月～翌々年1月	に		
	機構における評価の実施	対	○ 機構では、十分な研修を受けた評価担当者により構成される評価部会等において、大学から提出された自己評価書の書面調査及び訪問調査を通じて評価を行い、評価結果案を作成します。	
		す	○ 評価結果案は、大学機関別認証評価委員会において、評価結果として取りまとめられます。	
		る		
		研		
		修		
	1月末			
	評価結果案の通知		○ 機構は、評価結果を確定する前に対象大学に通知します。	
	2月			
	意見の申立ての手続		○ 対象大学は、機構から通知された評価結果に対して意見がある場合、 <u>あ</u> れば申立てを行います。	

	3月 評 価 結 果 の 確 定 ○ 機構は、評価結果に対する意見の申立てがあった場合には、大学機関別認証評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。 ○ 確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、大学及びその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表します。	● 評価結果の確定で、評価報告書として - - - 広く社会に公表します。どの程度の内容の報告書になるか不明ですが、社会に公表されるために当たり障りのない内容になるのではないかと危惧します。(J A B E E) ● 評価結果を社会に公表することは、必ずしも透明性の高さにならない。評価のプロセス全体を公表することが透明性の保証になるであろう。(シンポジウム)	評価報告書の内容は、自己評価実施要項の作成において検討し、提示する。 委員会の議事録，会議資料等の公開で対応する。
--	--	---	---

	大学機関別認証評価実施大綱（案）	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）				
評価結果の公表	（１）評価の結果は，評価報告書により公表します。 （２）評価報告書は，対象大学ごとに作成し，対象大学及びその設置者に提供します。また，印刷物の刊行及びウェブサイト(http://www.niad.ac.jp/)への掲載等により，広く社会に公表します。		字句の修正を行った。				
情報公開	（１）機構は，社会と大学の双方に開かれた組織であるとともに，大学評価については，常により良まいシステムとなるよう，透明性・客観性を高めることが求められていることから，評価に関して保有する情報は，可能な限り，適切な方法により提供します。 （２）機構に対し，評価に関する行政文書の開示請求があった場合は，「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(以下，「情報公開法」という。)により，個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや，法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き，原則として開示します。 ただし，大学から提出され，機構が保有することとなった行政文書の公開に当あたっては，情報公開法に基づき当該大学と協議します。		字句の修正を行った。				
評価費用の徴収	評価を実施するに当あたって，大学の規模及び分野に応じた評価手数料を設定し，徴収します。 （イメージ） <table><tr><td>基本費用</td><td>〇〇円</td></tr><tr><td>1学部（研究科）当たり</td><td>〇〇円</td></tr></table>	基本費用	〇〇円	1学部（研究科）当たり	〇〇円	●「VIII 評価費用の徴収」は、まだ具体的な額が出ていないが、どの程度を想定すればよいのか？ （文部科学省所轄並びに国立大学附置研究所長会議）	字句の修正を行った。 現在，評価費用は検討中であるが，詳細については別添資料5を参照。
基本費用	〇〇円						
1学部（研究科）当たり	〇〇円						

評価の時期	(1) 評価は、毎年度1回実施します。 (2) 評価を希望する大学は、<u>評価の実施</u>を希望する前年度の9月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請する必要があります。 (3) 機構において次回の評価を受ける場合には、評価実施年度から5年目以降の年度から申請することとします。(大学評価基準を満たしていないと判断された大学については、この限りではありません。)	●評価を希望する大学は、「<u>評価を希望する前年の9月までに</u>」(中略) 機構に申請することが必要」とあるが、これは5ページのスケジュール表にある9月末の申込のさらに前年を意味するのだろうか。評価申し込みから評価確定まで18か月必要という意味であれば、そのむねを明白に記載すべきである。 大学が自己点検・自己評価を行い、それに基づいて認証評価を受ける際には、相当の準備作業が必要であり、小規模校ほど影響が大きい。認証評価が平成16年度に開始され、方法論が徐々に成熟していくことが予測され、また認証評価が7年に一度義務付けられるとすると、たとえば平成21年度あるいは22年度など、特定の年度に評価を希望する大学が集中することも十分に考えられる。評価の申請をどのように処理するかについて、一定の方針が示されるべきであろう。(公大協)	意見の趣旨を踏まえ、字句の修正を行った。 評価体制の整備が適切に行えるよう、認証評価の申請予定年度等について意向調査を実施する。
追評価	大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、満たしていないと判断された<u>基準評価事項</u>に限定して追評価を受けることができます。この評価において当該<u>評価事項に係る基準</u>を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、大学全体として大学評価基準を満たしているものと認め、その旨公表します。	●「追評価」の場合の費用はどうなるのか？ (文部科学省所轄並びに国立大学附置研究所長会議)	現在、評価費用については検討中である。
変更の届け出	<u>大学評価基準を満たした大学が、その教育活動等の内容</u>教育課程又は教員組織について大きな変更を行った場合には、別に定めるところに従い、当該変更について機構に届け出るものとします。	○p7の評価後の「変更の届出」は、教育課程と教員組織だけとしてあるが、どういう趣旨か。(公短協)	変更の届け出が必要な場合は、教育課程と教員組織だけでなく、学部・研究科の改組やキャンパスの移転なども含まれ得るものであるため、字句の修正を行った。(具体的にどのような場合に届け出が必要であるかについては、別に定める。)